

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会（第3回）・会議録（概要）

○日時 平成29年2月23日 木曜日 午後1時30分から午後3時10分

○場所 米子市立図書館 研修室2（2階）

○出席者 委員

藤原 厚子、本池 弘昭、毛利 英子、卜蔵 久子、渡邊 眞子、頼田 知子
柳原 素子、大國 真里子、勝部 和恵、中山 右子、高橋 素子、道場 利恵
事務局

（教育委員会） 岩崎教育総務課長、片岡生涯学習課長
木嶋生涯学習課主幹、清水図書館長

（健康対策課） 仲田健康対策課係長

○傍聴者 なし

○報道関係 なし

【委員会の概要】

○開 会

事務局より開会

○会長挨拶

卜蔵会長

みなさん、こんにちは。年度末で大変お忙しい中、時期的に、やはりこういう時期に最終回が来てしまったなあというのが素直な感想です。今年は1月、2月に大雪が降りまして、これも自然なのかなと思いましたけど。うちは住宅地の3メートルもない小さい道路ですから、それこそ可燃物の収集や緊急車両も入ってきてももらえないところで、ネコを用水路に運ぶその折々に、若い子育てのお母さんたちに、「絵本をいっぱい読んであげてね。」とか、おしゃべりできる範囲で、ずっと話をしておりました。

前回の会議の後、私はできる限り、朝読の人であったり、子育てサークルに行って、「米子市子どもの読書活動推進ビジョンという案だけど。」と言ったら、100%ご存じありませんでした。やはり、私たちが考えていかなければならないのは、確かに文言も作っていかなければなりませんけど、やはり一番身近なところでそういう活動をしてくださっておられる方たちに、きちんとこの情報をお届けする、一人ひとりの委員の役割もあるのかなと思いました。

「できたらパブリックコメントを寄せて欲しい。」と資料をお渡ししたんですけど、何日かすると、「よくわからん。何を書いていいか。」というようなお返事をいただきました。今、見たらパブリックコメントが1件出てきておりましたけど。

本当に私たちは委嘱を受けています。今日が最終回で終わりだとは私は思っておりません。できるだけ皆さんがそれぞれの活動の場所で、絵本の影響は大きく、親育ち、子育てにも繋がりますし。やはり親子の愛着関係、情操的なこと。いろんな媒体として絵本は大きな影響力を持っていると思います。ぜひ、皆さんも今後、ご自分たちの活動の範囲でもやっていけば、少しは一番身近なところに浸透していくのではないかなと。その役割の活動をする今日ここにお集まりの委員の皆さまにも、今後の活動のお願いをしてご挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

木嶋主幹

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は、会長にお願いいたします。

ト蔵会長

それでは、これより議事に入らせていただきますが、その前に資料の確認について、事務局から説明をお願いします。

清水館長

それでは、説明に入る前に、資料の確認ですが、本日事前にお配りしております資料の1と資料の2ですが、資料の2は、第2回修正案ということで、前回の検討会以降に修正を加え、変更点に網掛けをしたものであり、資料1のコメント入りの資料を最終案としてまとめたものでございます。本日は、字が小さくて申し訳ないのですが、主に資料1のコメント入りの方の資料を使って、変更点について説明をさせていただきたいと思います。

次に、本日配布いたしました資料についてでございますが、まず、本日の日程については、事前送付させていただいた時点から、資料3の追加がございましたので、そのことを追記しておりますので、差し替えていただきますようお願いいたします。

その資料3は、後程詳しく説明させていただきますが、パブリックコメントをまとめたものでございます。

また、A3の一枚ものについては、こちらも後程詳しく説明させていただきますが、計画案に追記いたしました資料について、事前配布後に変更したものを本日お配りさせていただいておりますので、こちらも差し替えていただきますようお願いいたします。

その他、添付資料については、前回の宿題事項に係るものでございますので、こちらも後程詳しく説明させていただきます。資料説明は以上です。

ト蔵会長

そういたしますと、レジメの「3 議題」の(1)「米子市こどもの読書活動推進ビジョン(第三次計画)最終案について」ということで、まず、アのパブリックコメントの応募状況について事務局よりご説明をお願いします。

清水館長

では、本日配布させていただきました資料3をご用意ください。まず、パブリックコメントの概要についてでございますが、このたび、平成29年1月20日から2月20日の32日間、パブリックコメントを募集いたしましたところ、お一人の方から2件のご意見を頂戴いたしました。内容につきましては、お手元の資料にございますように、2件とも計画案の内容に関することございまして、お手元の資料には、ご意見の概要と市の考え方についてまとめたものを載せております。なお、このたび頂戴いたしましたパブリックコメントについては、その概要とともに、本日お配りいたしました資料のとおり、ご意見の概要と市の考え方をまとめたものをホームページに掲載するとともに、パブリックコメントの閲覧場所であった、市立図書館や生涯学習課等においてご覧いただけるように後日公表する予定でございます。

それでは、パブリックコメントに対する市の考え方について、ご説明をさせていただきます。

まず、1点目のご意見としては、資料にございますように、読み聞かせボランティアや読書推進施設等のネットワークの構築についてや、研修会などの具体的なご提案をいただいております。これに対しまして、資料にございますが、基本的な市の考え方といたしましては、第三次計画素案14ページの「3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成」における【施策の方向】の項目、「・子どもの読

書活動に関わる者が、研修会などに参加するなどして、能力の向上を図ります。」「・市立図書館、児童文化センター、学校などで読み聞かせを行う読書ボランティアの育成に努めます。」という計画案における施策の方向において、実施すべき具体的な取組内容と考え、計画案の内容は変更しておりませんが、今後は具体的な参考意見として、対応してまいりたいと考えております。ただし、③については、そちらにも載せておりますが、大人と児童・生徒を同時に対象とする研修会の狙いや効果、また、どれだけの範囲の児童・生徒を対象にするのか、先生や児童・生徒の負担感など、検討すべき事項が多く、関係機関等のご意見もいただきながら今後の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、2点目のご意見としては、保護者、特にプレママ、プレパパということで、新しく保護者になる人を対象に、読書の大切さを啓発する活動について、具体的なご提案をいただいておりますが、こちらのほうも、第三次計画素案6ページの「1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進 ①家庭の役割」における【施策の方向】の項目、「・家庭での子どもの読書活動の重要性について、保護者への理解に努めます。」「・保護者に対し、家庭での読書の大切さについて啓発に努めます。」という計画案における施策の方向において、実施すべき具体的な取組内容と考え、計画案の内容は変更しておりませんが、今後は具体的な参考意見として、対応してまいりたいと考えております。パブリックコメントについての説明は以上です。

ト蔵会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

渡邊副会長

同じく14ページのところなんですけど、「子どもの読書活動に関わる人材の育成」のところ、できれば具体例を挙げて欲しいなという依頼と。それから、情報の共有というかたちをとっていただいて。以前に、県立図書館さん、あるいは鳥取県の読書推進をしている窓口の方にも、どちらかでお願ひできませんかというお話をしたんですけど、鳥取県内各市町村との連携に努めて、情報を共有する何とかいいかたちができないかと思うんですね。同じ鳥取県内で、わずかの講演会の回数にもかかわらず、日にちがかぶっていたりする。あるいは、いい方をもし米子に呼んでいただければその流れで倉吉にも行けるようなネットワークもできると思うので、各市町村との情報の共有というかたちが取れたらありがたいなと思います。お願いいたします。

ト蔵会長

やはり、そうですね。私が今回いろいろな朝読の人、子育て支援センター、サークルに行っても、情報が下りるべきところに下りていない。ご存知ない。

折角こうやってビジョンも策定されるわけですから。それで、わかりにくいと、まず言われたんです。パブリックコメントに皆さんが感じになっていることをお寄せいただけませんかと言って。あの図式で、皆さんは、ここの丸の中の活動をしていただいているんですよと言うんだけど。「私たちはもうやってるけど。これ以上、何をやれと。」逆にそういうことが、読み聞かせや朗読に関わっていらっしゃる人からは返ってきています。

それは、十分理解、把握したうえで、さらに、もっともっと直接お父さんやお母さんに出会われたときに、本の良さだったり、そういうことを皆さんの口から、口渡し、手渡しで伝えていきたいんです。そうすれば、「ああ、そうか。」と気づいてくださる人もあるでしょう。皆さんにお願いしたのは、今の活動をさらに広げてくださいたいけども、そこまで言うと負担がかかるでしょうから、お声かけをしていただきたいと思いますと、ずっと言って歩いたんですけどね。

子育てサークルの会員さんは家で育児をしていらっしゃる。その方たちにこれが上手く伝われば、私はこのパーセンテージは、うんと上がるかなと。実際に出かけてやりとりをしていく。市立図書館だったり児童文化センターだったりご紹介もしますけど、やはり、県外から来られた人は、なかなか市立図書館の位置も、児童文化センターの位置もわからない方には、丁寧に図を書いて、バスで行くという人には、だんだんバスに至るまで説明をしておりますけど。そういう地道な努力をしていかないと、なかなかこの良さ、課題もありますけど、セカンドブックではないですけど、図書館だったり児童文化センターに大好きな絵本を借りに来ていただく足がかりを、やはり作らないといけないなというのは肌で感じております。

それ以外にご意見はありませんか。このパブリックコメントに対して。よろしいですか。

では次に進みたいと思います。それでは、イの前の宿題事項について、事務局説明をお願いします。

清水館長

先ほど若干触れましたが、事務局への宿題事項としては、事前配布資料でお配りしておりますが、県の教育委員会が行っております3つの事業のチラシを添付させていただいております。また、前回この検討会において議論のありました読書ボランティアについても、県の教育委員会発行の実践ハンドブックがございましたので、参考までに添付させていただきました。

次に、計画の中身に関する宿題事項については、次のウの「最終案について」において説明をさせていただきます。事務局からは以上です。

ト蔵会長

委員の皆さんよろしいですか。後程詳細についてお話があると思います。そうしますと、ウの最終案について、説明をお願いします。

清水館長

それでは、資料1と資料2をご用意いただけますでしょうか。

これからは、資料1を中心に、先ほどの宿題事項も含めて説明させていただきます。

まず、資料1の6ページをご覧ください。前回からの変更点にコメントを入れておりますが、コメント番号1は、表現を変更しております。コメント番号2・3については、様々なボランティアがある中で、読書ボランティアということを確認するために、語句を追加しております。以降、ボランティアの表記がある箇所は全て同様に変更しております。次にコメント番号4は、おはなし会の注釈の表記を変更しております。次に9ページのコメント番号8は、学校図書職員の名称が平成29年度から変更されることに伴って、注釈の表記を変更しております。次にコメント番号10は、児童文化センターが行っているおはなし会について、よりわかりやすくするために、事業名を追記しております。なお、ここについては、パブリックコメント募集時には反映されておりました。次に、10ページのコメント番号12から18までですが、子育て支援センターについての記述を追加しております。資料1ではわかりづらいので、資料2の10ページをご覧ください。網掛けのあるところが追記した部分ですが、現状と施策の方向について、書き足しております。こちら、パブリックコメント募集時には反映されておりました。次に、資料1に戻っていただきまして、11ページのコメント番号19は、「ノーテレビデー」を改め、「ノーメディアデー」とするとともに、注釈も変更しております。次に12ページのコメント番号23は、前回ご指摘のあったことに沿って全文書き改めるとともに、対面朗読についての注釈を付与しております。次に、コメント番号24・25・26については、障がいのある子どもの“困り感”という表現について議論がありました

が、現時点では、併記のかたちで修正を加えております。次に、14ページのコメント番号29は、語句の修正を行っております。最後に、21ページになりますが、前回の宿題事項でもありますが、市立図書館と児童文化センターを中心にした各施設との関係について、図式化したものを追加添付いたしました。ただし、先ほども申し上げましたが、資料送付後、修正した箇所がございますので、A3の1枚ものと差し替えていただきまして、そちらをご覧くださいければと思います。詳しい説明は省きますが、事前配布した資料と変更した点について簡単に説明をさせていただきますと、市立図書館から団体貸出を行っている施設等への表記を加えました。具体的には、小学校等で活動されている読書ボランティアサークルへの団体貸出であるとか、市内産婦人科病院への団体貸出であるとかです。ただし、具体的には、市内産婦人科病院も直近の利用は1か所しかないなど、利用の頻度等については、ここでは表現しきれておりませんのでご了承いただければと思います。

以上説明といたします。

ト蔵会長

ご質問はありますか。

渡邊副会長

図式化された資料4の中で、米子市立図書館の移動図書館車のところで、市内17ヶ所のステーションとありますが、この17ヶ所を明記する必要はないのでしょうかね。

清水館長

明記することは全然問題ないと思うんですが、ご覧いただきますように、現時点でも結構ゴチャゴチャしております。

渡邊副会長

どの辺をまわっていらっしゃるのかなというのが、今でも分かれば。

清水館長

大まかな地区は4地区ぐらいなのですが、その4地区単位の表記を付け加えさせていただきますようか。

渡邊副会長

どの辺なのかなということが分かった方が、市民の方にはありがたいのかなと。

清水館長

はい、わかりました。

渡邊副会長

資料1の12ページの「子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実」のなかに、(1)市立図書館の施策の方向のところに、蔵書の充実に努めますとありますが、その下に、移動図書館車のことも児童文化センターと同じように入れたらいいのではないのでしょうか。

清水館長

はい、今ご指摘いただきましたとおりでございます。市立図書館もつつじ号が出ておりますので、また、今後も出すつもりでございますので、施策の方向のところに、その表現を付け加えさせていただきますと思います。

渡邊副会長

ぜひ、そこはお願いしたいと思います。

ト蔵会長

今、ステーションをとということでしたけど、この裏面に、つつじ号のステーションを。ただ、児童文化センターは特別支援学級になっていますので、それも明記できれば、この裏面を有効に使える、できるかなと思いました。

渡邊副会長

もう1点、そのつながりなんですけど、前回、市立図書館も併せまして、今、共有させていただいています駐車場の整備に努めますということは入れた方が。なかなか雨の日はベビーカーの人たちは大変な思いをしていらっしゃるし、雪の日も本当に大変だったと思いますけど、それでも図書館に来る人はいらっしゃる。やはり、駐車場の整備に努めますという言葉をごどこかに入れていただくと、努力はしてくださるんだなという前向きな姿勢はわかります。きちんと本来ならあればいいんですけどね。やはり、ここで意見が出たということは受け止めていただきたいと思います。

ト蔵会長

ただ、駐車場の努めますというのは、本当に文字だけなのか、整備につながる努めますか、非常に悩ましいところではありますが、これも本当に今日的な、特に児童文化センターは、駐車場から雨や雪の時は、結構長い距離をベビーカーだったりお荷物を持たれたりしていますので。

片岡生涯学習課長

あくまでもこれは、子どもの読書ビジョンの計画の流れでございますので、図書館における駐車場の整備というのは、●●的にはつながると思うんですけど、骨格ではないというふうに思います。そういう意味でいくと、別のこれは分野で、この駐車場の整備につきましては、今後協議をするという流れでいいのではないかと私は考えます。

ト蔵会長

気持ち的には確かにそうですけど、なるべく濡れないで、市立図書館だったり、児童文化センターの中に入れることで、絵本につながる可能性も無きにしも非ず。ただ、課長がおっしゃったように、基本的には全体の整備になってくると思うので、そういうふうをお願いをしたということで。

委員

全体というのは、どこで言えばそれが受け止めていただけるのですか。

ト蔵会長

そうですね。直接、生涯学習課でも出向かれたらいいじゃないですか。市立図書館でも。担当課に言えば。

渡邊副会長

ここからも、そういう意見が出たということを受け止めて・・・。

ト蔵会長

それはちゃんと受け止めては下さっているとは思いますが。

片岡生涯学習課長

駐車場の件につきましては、それは施設面ということで、私どもの方もこの会だけではなく、図書館協議会でも様々指摘がございますので、その点については理解もしております。ただ、この計画の中で、図書館の駐車場の整備というところで、この読書ビジョンのリンクということが、あまりはつきりしないと私は考えておりますので、この計画の中で、そこまで触れるのはどうなのかと思っております。

ト蔵会長

ですから、直接担当課に出向かれてお話をされてもいいと思います。

渡邊副会長

整備のないところに、子どもさんたち、どうぞどうぞというのも、ちょっとそれも変な話だと思うんですね。本が整えられていて、やはり一つのものとして駐車場は大事なものだと思うんですね。巡回のバスがきちんと動いているとか、総合的な意見として取り入れていただくとありがたいと思います。意見ありがとうございます。

ト蔵会長

担当課は、それは十分に把握もご理解もしていただいていると思いますので、他にありませんか。

道場委員

他県から来て米子市の状況がわからないので、いろいろと確認したいことが何点かあるんですが、図書館の団体貸出というのが子育て支援センターのところにもあるんですけども、私も小さい子を連れて子育てサークルとかに参加をさせていただいて、私は以前は自分でも車を運転してどこにでも行くから、図書館に行こうとか、児童文化センターに行こうとか思うんですけど、近くの公民館のサークルに歩いて行くとか、ちょっと遠くには行けないというお母さま方が、近くのサークルや子育て支援センターに行ったときに、団体貸出みたいな感じで本が借りられたら、お母さんたちも気軽に本が借りられるんじゃないかなと思ったんですけども、今見たら、子育て支援センターに団体貸出をされているということだったので、実際に子育て支援センターでそういうことができる場所もあるんですかね。

ト蔵会長

それは、あくまでも支援センターに団体貸出で、利用するお母さんたちが本を借りて帰れるかといったら、そうではないこともありますので、やはり、もう少し冊数をたくさん貸出ししてもらって、支援センターで借りて帰れる、それにはまず図書カードも必要になってくるから、できたら支援センターに1ヶ月に1回、児童文化センターと交代でも司書さんが行って選書の相談や、そういうきめの細かなことができれば、もっと絵本に関わっていただける、家庭につなげることはできるかなと。公民館の図書室も確かにありますけど十分ではない。支援センターだったり、サークルに団体貸出もできるような配慮をしてくだされれば、また少しは、なかなか図書館に来ていただけない方にも本を提供できるのになあとと思いますけど。

道場委員

子育てサークルに行ったら基本的には子どもを遊ばせようと思って連れて行って、絵本が置いてあるのはわかるんですけど、そこで読ませようかなとまではなかなか思わないというか、おもちゃで遊んだり、お友達と遊んだり。でも、もし借りれるんだったら、帰ってお昼寝の前に読ませてあげられたりというかんじで、もう少し気軽に本を借りられる環境があればいいのになと思ったので、その団体貸出というのは、個人で借りれるものなのか、その施設だけが持っているものなのかということが気になったところでして。

ト蔵会長

ちょっと例を言いますと、福米東公民館は2階に、本が木箱に入っております。ノートに借りて帰る人の名前を書いて、返されるときに、またそこに入れて、それは主任児童委員さんが関わられたりしていますけど、そうかといって、どこもそうかというところではない。そういう実態を把握して、できればおっしゃったようにその場で借りて帰られるようなことに繋がっていけばよいかと。

中山委員

資料2の10ページの(ウ)の子育て支援センターの施策の方向の下の丸印が、これは、黒丸が正しいのかなと。まず1つ。

清水館長

それは、黒丸が正しいです。ありがとうございます。

中山委員

それと資料2の、新しく(21ページの)資料4についてですけど、資料1から資料3は、いろいろな法律ですとかそういうことで年月日があるんですね。ですが、この資料4の米子市立図書館と米子市児童文化センターの各施設の役割については、例えば、本年度委員の意見で新たにできたものであれば、今後先ほどおっしゃったように新たなことがあるかもしれないですけど、年月日が入っていてもいいのかなと思いました。

清水館長

資料4については、蔵書数とかは日にちを入れているんですが、ご指摘いただきましたように、全体の日付は入っておりませんので、この役割についてということで、具体的には、平成29年3月現在といったような表記を付け加えさせていただきたいと思いますが。

中山委員

今後も、もし変更があった時に、このときはこういうことだったということになると思います。

あと、細かいことになるんですけども、この米子市子ども読書活動推進ビジョンというなかで、資料2の9ページなんですけども、前のページの児童文化センターの役割の現状と課題からいきまして、9ページの上から2番目の「大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を実施しています。」とあるんですが、子どもの読書活動推進ビジョンのなかに、この大人を、と言っているのは、先ほど言いましたようにプレパパ、ママとか、そういったものにつながると思うんですけど、「大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を実施しています。」というのは、児童文化センターの方がこの文言を作られたのか、ちょっと浮いているのかなというふうに思いました。

ト蔵会長

高橋委員、説明されますか。

高橋委員

当たり前と言ったことが、若い方が、そう言われると「本当だな」と思いました。

ここの、「大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会」というのは、大人を対象なんですけど、子どもにおはなしを語ったりする大人を対象ということなんですね。子どものためにするんですけども、子どもがいないところで、大人たちが勉強会をしているのが、もう何十年もしているんですね。だから文言の問題ですね。

中山委員

これが、子育て支援センターですとか、公民館ですとか、学校ですとか、連携して資質の向上に努めますとか、いろいろな書き方があるので、もし勉強会ということでしたら、このような書き方も。

ト蔵会長

そこに付け加えて、子どもということ必ず入れて、子どもに読書活動をするために大人も勉強されると。

「大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会」について、大人が楽しむように捉えられてしまうところがちょっと。言葉を付け加えて訂正をしてもらいたい。

清水館長

そうですね。中山委員さんのご指摘もそのとおりですが、場所としては、児童文化センターでやっておられますので、ここに書く方がわかりやすいのかなということで、場所としてはここにさせていただいて、「大人を対象とした」というところの前に、先ほど高橋委員さんもおっしゃられました、「子どもにおはなしを語る」という言葉を加えさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

ト蔵会長

逆に言えば、これが人材育成になったり資質の向上になったりするということですね。

清水館長

大きな括りでは、(2)の地域における子どもの読書活動の推進の一つということで位置づけさせていただければと。その言葉を付け加えて。

ト蔵会長

ありがとうございます。はい、高橋委員。

高橋委員

資料2の4ページの「地域」、「家庭」、「学校・幼稚園」などの3つの輪ですが、これで施策が決められていると思うんですが、この家庭というのは、いろいろな家庭の役割とかで、学校・幼稚園・保育所・認定こども園とかはそれぞれのところで。あと、地域のところが、市立図書館、児童文化センターが、最後の資料4にもありますように、本当に中核を担っていると思うんですね、子どもの読書活動の推進に。子どもはそれぞれいろいろありますが、6歳以上になれば学校とか、どこかに所属していますので、そこでの教育になりますから、学校教育法にも関係して、いろいろなところで、家庭なり、公共の教育で読書推進ができるんですが、ここの「地域」、一番大事な図書館と児童文化センターで、あと先ほど子育て支援センターで図書を借りるとか団体貸出もあるんですが、全てその市立図書館、児童文化センター、なかよし学級、児童館、公民館、子育て支援センター、ボランティア団体とか、ボランティアというのは公共ではないので、そこはちょっと違うんですが、その人たちの、司書、市立図書館と児童文化センターは司書ですね。あとは、それぞれの職員ですが、その人員の拡充と研修の充実というのが、やはりこれをするには、引っ張って行く人がいて。ボランティアは本当にボランティアで、何かあれば「はい、やめた」といつでも言えて、みなさんボランティアというのは私も大事だなと思いながら、根本は、こういう公共のところにいらっしゃる人たちの研修とかが大事なんじゃないかなと思っております。子育て支援センターの団体貸出で、私も地域でそういうことをやっていた時に、来れないお母さんたちにこれ貸してあげると名前を書きながら、だからそういう本の大切さをその職員の人が分かれば、団体貸出を、みなさんに借し出した本をたくさん借りてきて、して下さるといのは、その人の資質になってしまうのですが、それが個人のものでなくて、公的に勉強の機会とか、研修とかが毎月1回、絵本について「こういうのは大事だから、ぜひ保護者の方に言ってくださいね。」とか、そういうのが充実すればいいと思うんです。だから、文言とかじゃないんですが、その職員さんが中心を担っていかないといけないのではないかなと。

ト蔵会長

それは私も数年前からずっと思い伝えたのですが、結局下りていないというところでね。業務としては、指導員はやってらっしゃるんですよ。絵本の相談とか。でも、本当にせっかく作ったビジョンをね、一人でも、「ああ、子どもと一緒に絵本を読まなくちゃ。」という、その気につなげていける、それは一番身近なところで活動している人たちが、これを理解して、把握して、声掛けして、絵本までつないで、はじめてこのビジョンが生きてくるのかなと。

高橋委員

ごめんなさい。今、館長さんがこうして出てくださっているの、やはり図書館の要の方が来ていらっしゃる。やはり児童文化センターもあれなんですよ、読書の。館長さんも全部小さい子や赤ちゃんにまさか絵本を読んではいないと思うので、本当に実践しているそういう職員さんたちも、ここに来てもらうといいのではないかと。

ト蔵会長

それはお願いをしました。

高橋委員

ですから、すぐ実践できるように、「ああそうか、こういうものがあるんだ。」と、次の日から実践できるような業務体制であればうれしいなと思います。これは希望です。本当にこれを全部実践するために、何がいいか、いろいろと考えましたけども、そこまでボランティアがあんまり、ボランティア、ボランティアと前回一杯言ったんですが、ハタと気が付いて、ボランティアがそんなにがんばって何をするのかと。ちょっと反省しましたので。

ト蔵会長

反省されなくていいですよ。その思いがないと。はい、ありがとうございます。

渡邊副会長

資料1も2も1ページなんですけど、これを読み返してみても、納得いかない1行があるんですけど。

ト蔵会長

どこですか。

渡邊副会長

第1章のところの「子どもの読書活動は、」の2行目なんですけど、「想像する力」の「想像」というのは、イマジネーションですよ。私は、クリエイティブの方の「創造する」だと思っただけです。ここの文言には、すごく気になっていたの、文科省と総務省のホームページを開きました。文科省の学校図書館の位置づけ、子どもの読書活動の推進についての位置づけも全部読みました。そうしたら、やはりこの「想像」ではなく、クリエイティブ、クリエイションの方の創る方の力です。それで、どういうことを考えられて、第1次の1回目のところ、この「想像する」という言葉にされたのかという意味もあるので、私は広辞苑を開いて、この「想像」イマジネーションのところを（開いて）、こういう意味なんだと、皆さんもちろんご存知なんだろうけど、クリエイティブの「創造する」の方が、やはり、こっちの方がピッタリだなと思ったんですね。広辞苑を見て。それから、文科省のホームページを読んだ時も、総務省のホームページも、クリエイティブの方の「創造」を使っていますが、その辺はどうなんですか。私はすごく気になりました。

ト蔵会長

事務局さん、この文言についてどうですか。国は、確かに、1ページの第1章に、「創造力を豊かなものにし」としてありますね。

清水館長

すぐには、文科省さんの状況はわかりませんが、今、見る限りでは、鳥取県の第3次計画では、イマジネーションの「想像」という言葉を使っているから、恐らく適切ではないかもしれませんが、そのままずっとこの言葉が使われてきているのかなと思います。

ト蔵会長

鳥取県もこの「創造」ですが。

清水館長

いや、鳥取県の第3次計画が手元にありますけど、米子市と同じ「想像」が使われております。

ト蔵会長

鳥取県の1ページの「はじめに」というところに、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし」と、国と同じ文言が使っておりますけど。

清水館長

すみません。国の方は、私どもの資料の1の「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、「創造」が使われているということですよ。

これは、資料の16ページ。法律の第2条ですね。「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし」ということでのご指摘ということですよ。

渡邊副会長

最近の文科省のホームページでは、この「創造」になっているんですね。

ト蔵会長

この文字になった経緯は。

清水館長

ここの言葉は、第2次と全く変えていないので。ただ経過としては先ほど述べましたように、想像ですけど、鳥取県の計画は、イマジネーションの「想像」が使われているので、それが引き継がれたのかなと勝手に推測はしますが。ただ、ご指摘いただきましたように、国の元々の法律がこちらの創る方の「創造」ということであれば。

ト蔵会長

どうですか、委員の皆さん。数人の委員の発言で決めるのではなく、委員全員で共有したいと思いますが。いかがですか。

本池委員

イマジネーションの「想像する力」も確かにあるので、一概に言葉だけではなくて、文脈もありますし、なかなか判断難しいところですので。

ト蔵会長

ただ、国も県も、このクリエイションの方を使っておられますので。

藤原委員

文化庁から国語力の育成という指針が出された時には、この4つの力を言葉の教育として、「考える力」、「感じる力」、この「想像する力」、「表す力」というのを使って説明された文章がありました。ですから、そういう意味で、「言葉の意味を知るのみにとどまらず」という文脈の中で、この「想像」というのが使われた経緯というのはあると思います。でも、図書館に関するいろいろな指針の中で、ここが「創造」となっているのであれば、そちらの方に統一した方がいいのかなと思いました。

中山委員

両方、伝えるような気がしますね。本を読んだらイマジネーションもありますし、どちらなんでしょう。

渡邊副会長

最近の文科省の読書活動推進ホームページというのができたんですよ。その中にも、やはり、「創る」方ですね。

ト蔵会長

ただ、2次の時に、敢えて意図してこの文字を使ったという経緯もあります。と、思います。

高橋委員

でも、2000年国会決議は、「創造」、「想像」どっちを。

ト蔵会長

国も県も、クリエイティブの方が文字としては使っているんですが、ただ、藤原委員さんから4つの言葉が、国語の方では。

本池委員

これは、文化庁から出ているので、生涯にかけて国語の力をということで、その中に入っていました、文科省の方は、学校教育ということで、ちょっと範囲が違うんですね。

ト蔵会長

普通の人言葉を読んだ時に、クリエイティブの方が落ち着きがよいですか。皆さんどうですか。

柳原委員

どちらでも私の中ではピッタリ、しっくりくるものではあると思います。でも、子どもに「そうぞう」と言ったら、いろいろなものを、読んだものを想像する力、イマジネーションなのかなと思います。この推進ビジョンは、0歳から18歳と書いてあるので、年齢が上がれば、クリエイティブの方でもいいのかもしれないですけど、でも、どちらにしても当てはまるんじゃないかなという感じはします。

頼田委員

子どもたちに絵本を読ませた後にいろいろ考えたり、想像して続きの絵を描いていこうかということ活動をやっていく上では、イマジネーション、想像していくというのが小さい子どもたちにとっては大切なことなのかなというふうには思いますが、年齢が上がってくれば足りなくなるので、年齢によってその言葉が違ってきたりもするので、どっちも当てはまると思います。

毛利委員

皆さんおっしゃるとおりだとは思いますが、施策として出すものなので、法律を基準にして書いていくというのが基本かなという思いはあるので、クリエイティブの方で書かれていけば、クリエイティブの方を書いておいて、イマジネーションが大切だという部分については、皆さんおそらく関わる方は思いとしては持っておられるのではないかなというふうに思っております。

大國委員

本心からどちらでもいいと思います。ただ、いろいろな子どものトラブルとかが想像力の欠如から起きていると考えると、人の気持ちを察するとか、この場面ではこういうふうには振る舞った方がいいとか、想像力が欠如していることからいろいろと発していると考えたら、こちらの思い描く「想像」が非常に大事ではないかと思えます。

勝部委員

小さい年齢の子どもたちには、このイメージする「想像」がピッタリくると思うんですけど、ここ4つある分の、「考える力」、「感じる力」、「表す力」というのも、想像するイメージに少しつながるからというところがあるので、それと一緒にここの「創る」という部分の言葉があってもいいかなと思います。

ト蔵会長

国と県が、クリエイティブの創造という文字を使っておられますので。

本池委員

ただ、先ほどの「子どもの読書活動の推進に関する法律」を見ているんですが、（第2条）「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め」と段々年齢が上がっていくんですね。言葉を学び、感性を磨いて、表現力を高めた上で創造力を豊かにしていく。だから、その成長過程の中で段々レベルが上がっていくというふうに書いてあるんですが、この策定の趣旨のところについては、「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」などのということで、並列で挙げてあるように思うので、ここの「想像」を、そのまますり替えるだけでは、ちょっとまずいのではないかという気がします。

ト蔵会長

一つだけ文字を変えてもつながってこない（ということでしょうか）。

本池委員

そうではないかなという気がします。

もっと言うと、次の段落で、「また、教養、価値感、感性などを豊かにするなど」ということで、ここでも並列が使っているんで、第1段落が土台になって、さらに高いレベルでの教養、価値観、感性とレベルアップしていくような文章の流れになっているので。

清水館長

そういたしますと、皆さんのお話を伺う限りでは、イマジネーションもクリエイティブも、読書活動を通じて、それが子どもさんに育ていられる非常に大切なことだという認識については、皆さん一緒なように感じましたので、法律とは若干表現は違うのかもしれませんが、敢えて同じ文言と言いますか、「創造する力」というのを加えても、先ほど先生がおっしゃられましたように、並列というところであれば、恐らくそれは、ここにお集まりの方も皆さんが期待をしておられるところ、子どもの読書活動に対して期待をされることだと思いますので、「創造する力」を、漢字を変えたものを付け加えさせていただくというご提案でいかがでしょうか。

渡邊副会長

イマジネーションとクリエイティブを両方入れるということですか。

清水館長

はい。入れ替えるのではなく、クリエイティブの方を加えるというご提案です。

ト蔵会長

事務局からクリエイティブの方を付け加えるという提案がありましたが、いかがでしょうか。

高橋委員

文字を付け加えることで、文脈とか大丈夫なんでしょうか。

清水館長

はい、文脈は大丈夫だと思います。先ほどありましたように並列ということであれば。また、しかも皆さんの思いがそこに在るということであれば、米子市のこの計画について、そういう思いを共有するという意味合いとしても正しいのかなというふうにも思いますので。

ト蔵会長

すぐに訂正してということとは不可能でございますので、後程修正された資料を委員の皆さんの手元に届けるということをご了承いただけますか。次に行きたいと思います。

（委員）

はい。

本池委員

資料1の9ページで、学校図書職員の注釈を変更していただいたんですが、「平成29年度からはその名称を」となっているんですが、もう1ヶ月もすると29年度になるわけですし、もう学校司書ではいけないのかという提案なんです。ですから、学校司書にしておいて、注釈は、前半はそのまま、平成29年度から名称変更をしましたということ。というのが、これが皆さんに届くころには29年度になっていると思いますので、敢えて古い言い方を残すのはどうなのかとちょっと疑問に思ったものですから。

岩崎教育総務課長

教育総務課の担当でございます。規則改正はもうすでに済んでおります。ただ、始める時期としましては平成29年4月1日からということにして、この計画自体は恐らく3月中の策定になるということで、これを作った時の名称としては、図書職員という、今使っているかたちですので、時間的なものも含めてこういう表現になってしまうのかなということ、前回の委員会でもご説明させていただいたところですが、それを逆に説明してあればよろしいのかなと思います。

本池委員

そういう法律というか、先ほど言われたように、今まだ28年度なので、それは難しいということであれば私は別に構いません。ただ、学校司書でいこうというふうに学校の方でもなっていますので、それが敢えてこの表記が残るのもどうなのかなと思っただけです。

ト蔵会長

ですので、平成29年4月から、名称はこうこうですと入れることは。

清水館長

それは、既に注釈に入れようとしておりますので。「平成29年度からは、その名称を「学校司書」に変更予定。」というのがそういう意味合いでございます。時系列のこともございますので、そのように取扱いさせていただきたいと思っております。

ト蔵会長

よろしいですか。はい。それ以外に最終案についてのご質問はありますか。

渡邊副会長

資料1の8ページに、「学校図書館の支援と連携」のところ、「市（組合）立小・中・特別支援学校の問い合わせに対して、リクエスト貸出を行っています。」とありますが、カッコ組合とは何ですか。

ト蔵会長

箕蚊屋中学校のことです。

渡邊副会長

貸出とかは、実際、幼稚園とか保育園に読み聞かせに行きますとほとんど本がない。それで、先生たちに団体貸出の申請をされてはどうですかと言ったら、貸出をしても取りに行く職員が、一杯いっぱい子どもに目を向けていないといけないからできないと、いろいろなことを聞いたことがあるんですけど。学校の現場とか、学校図書職員の方がいらっしゃって行けるけど、幼稚園とか保育園、特に保育園は本当に本がないなという現状を何回も見てきたので、その辺の支援が何とかないんじゃないかと思うんですけど。推進ということは、10ページのところに書かれてはいるんですね。「学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進」となっていますけど、せめて団体貸出とかが、いいかたちで動けるような工夫はないものではないかなというふうに思います。

他はできているのに、なぜ幼稚園・保育園はできないのかなというふうに思います。学校はちゃんとできていますもんね。

勝部委員

保育園も全部の冊数は何冊か把握してはいないですけど、子どもたちに貸出しは行っているの。必ず保護者と協力して、お金も出していただいて本も毎年増やすようにしていますし、あと、図書館の団体貸出で。

渡邊副会長

団体貸出をしていらっしゃるんですね。していないところもあるんですね、実際。それは先生たちの。

ト蔵会長

園児は借りて帰りますからね、絵本を。

勝部委員

そうですね、はい。

渡邊副会長

図書館からの団体貸出も行っているということで、ありがとうございます。

ト蔵会長

他にございませんか。

道場委員

資料1の9ページで、児童文化センターの項目の施策の方向のところ、「市立図書館、学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力を努めます。」ということなんですけども、これも個人の素朴な疑問なんですけど、図書館で借りたい本があって、リクエストとかもパソコンでできますよね。それで、図書館になかった場合に、児童文化センターにあるからそっちから借りてくるとか、そういう連携というのは今のところはないんですかね。今回たまたま冬休みとかにかけて、こどものとも広場の絵本のリストを学校から持ってきていて、たくさん借りてこようと思って、図書館の方が多と思うから図書館に来るんですけど、そうしたらほとんどなくて、それで予約をして、しばらく待ってて、なかなか入ってこなくて、それで、児童文化センターにたまたま行ったら普通に置いてあったので、連携があればいいのになあと個人的には思ったんですけども、そういうのはしていないのでしょうか。

清水館長

おそらくお問い合わせをいただければ、図書館の方で調べて、それこそ県内どこにあるのかということも調べますので、お問い合わせいただければ調べられたんじゃないかなとは思いますが。

ト蔵会長

ただ、その時に市立図書館になかったら、「ちょっと待ってください。検索してみます」というかたちで調べてあげられたら、児童文化センターにもあったということは、その場でわかったのかなと。

清水館長

そうですね。

道場委員

パソコンだけで、こうリクエストしたら（いいのですか）。

清水館長

例えば、お家から図書館の本を検索されて、図書館にあるかどうか見られて、無ければ無いと思われて。それが例えば児童文化センターと繋がってれば、どっちかにあるかなということでもいいのかなと思うんですが、ただ、その状態には確かになっていないですね、パソコンでは。そこは繋がっていないというのは実態ですけど。

ト蔵会長

今後、繋がるという方向はありますか。

清水館長

検索のシステムとか元々のシステムが違いますので、ここについてはちょっと確認させていただきたいと思うんですけど。

ト蔵会長

県立図書館は無かったら、いろいろなところに検索して取り寄せて直接読めるようにしていただけるような体制が今とれているんですけど。児童文化センターと図書館は機械が別々ということですか。

清水館長

そうですね。

片岡生涯学習課長

児童文化センターそのものが図書館法で定める図書館とは違いますので、本そのものをデータベース化であるとか、そういうかたちで今のように市立図書館とのリンクというのは非常に難しいというふうに思っております。あくまで、児童文化センターの趣旨からいうと、子どもさんがそこで本を読んだりとか、遊んだりとか、補完的な意味での図書館という位置づけでございますので、そういう意味で言ったら、相互にももの貸出というのは、ものを動かしていくということは可能かと思うんですけども、そこで情報提供して、すぐにもものが借りられるかという、そこはちょっとなかなか難しい部分があって、現段階では、児童文化センターの図書データを、市の方の図書館にリンクさせるということは考えていないという状況です。

ト蔵会長

非常に厳しいものがありますね。ただ、カウンターに来られた時に、市立図書館に無かったら電話一本でも（して）聞いてあげる。せっかく来られているわけですから、検索が厳しいということであれば、「お待ちください。児童文化センターにあるかもわかりませんので。」というかたちでの対応をしていただければ、せっかく来られて、予約してもなかなか本が読めないという、ちょっとしたこれは。

清水館長

ただ、図書館の司書さんは、なるべくリクエストに応えたいわけなので、なるべくいろいろな努力をされていますので。そこはちょっと確認させていただけたらと思います。

ト蔵会長

そっちがだめなら、こっちの方向だと。

渡邊副会長

県立図書館の本は翌々日には届きましたよ。

清水館長

県立さんの資料はすぐあれなんですけど。そこはちょっと確認させていただきたいと思います。この計画には直接的なものではないと思うんですが、言われましたように、今後の図書館としてのサービスの範疇ということもありますので、確認させていただきまして、またお答えさせていただきたいと思います。

ト蔵会長

ありがとうございます。私もちょっと一つ。この差替えの文章で、資料4（21ページ）の公民館の下に「育児サークル」と表記してありますけど、これは、「子育てサークル」のことですよ。公民館で活動しているグループは子育てサークルなので。

清水館長

はい。すみません。

頼田委員

資料4（21ページ）のところで、ビジョンの方では直していただいたんですが、幼稚園、保育所のところに、認定こども園も付け加えていただけたら。

清水館長

失礼、ごめんなさい。

毛利委員

宿題になっていた文言のこと（資料1の12ページ）について確認をお願いしたいと思うんですけど、障がいのある子どもたちの読書推進というところの「困り感」というのと、「特性とニーズ」というところなんですけども、広く皆さんがわかりやすい表記にするというのが基本だなというふうに思って考えてきたんですけど、特性という割と狭い印象を受けるので、特性や興味・関心とかその発達段階とか、いろいろなものを加味したニーズ、「特性やニーズ」というところでまとめるのが良いのかなと、困り感という一般的な難しいところがあるので、それでいいのかなというふうに思いましたが、皆さんのご意見を聞いてみたいです。

ト蔵会長

ありがとうございます。ご提案。どうですか、皆さん。今こういう表記がいいのではないのでしょうかというご提案を受けました。

大國委員

「困り感」をやめて、「特性とニーズ」だけにするということですか。

毛利委員

「特性やニーズ」に。はい。

大國委員

私あのあと「困り感」というのを調べたんですけど、非常に障がいのある方にとっては重要な言葉みたいで、こういう言い方があるんだというのが、認知が広がってもいいなとも思いました。

ト蔵会長

「困り感」というのは、子育ての育児中の人も「困り感」を使っていますし、いろいろなところでは使ってはいますけど。でも、そういうふうな文字の方がわかりやすい。

いかがですか。

藤原委員

私も考えてきたんですけども、今見ているのは、資料2の12ページです。大きなカッコ4番に、「障がいのある子どもの読書活動の支援」と大きなタイトルがついています。その中の「【現状と課題】」のところで、また同じように「障がいのある子どもの」と繰り返しているんで、そうではなくて、その文章を最初から、「障がいの実態や必要性に応じた読書活動の支援」というように。ニーズというのはヨコ文字でわかる方もいらっしゃるかもしれないけれども、ニーズというとなんかイメージがあるので、「障がいのある子ども」というのは取ってしまって、最初にタイトルにある

ので、「障がいの実態や必要性に応じた読書活動の支援」というふうにした方がいいのではないかな
と思いました。

ト蔵会長

そうですね。同じ言葉が2行にわたって。どうですか。

(委員)

いいと思います。

ト蔵会長

事務局さん、どうでしょうか。

清水館長

そうしますと、資料2の12ページの中ほど、「【現状と課題】」のところでございますが、「障
がいのある子どもの困り感（又は特性とニーズ）」という言葉で、「障がいの実態や必要性に応じた
読書活動の支援が求められます。」という文言に変えるということではよろしいでしょうか。

ト蔵会長

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

清水館長

併せまして、その下に「【施策の方向】」とございまして、ここも最初から言葉を変えまして、「障
がいの実態や必要性に応じた読書活動の支援に努めます。」に、次の黒丸も、「市立図書館では、今
後も、障がいの実態や必要性に応じた資料を収集し、子どもたちへの支援に努めます。」というこ
とに、3か所変更させていただくということではよろしいでしょうか。

ト蔵会長

はい。ありがとうございます。それ以外にございませんか。

そうしますと、これで閉会に入ってよろしいでしょうか。

本当にお忙しい中、3回も会議に出席していただきましてありがとうございます。私もつらつら常
に頭の中にありましたけど、4次の際は、読書ボランティアの中から数名、委員さんに入っていた
きたいなと。それで、名前が変わってきますかね。学校司書さん。実際に身近なところで子ども
たちと関わっていらっしゃる方たちを委員さんに入れて、いい4次ができたらいいなと思ったのが、私の
一番の感想です。やはり、いろいろなところに向いて、声掛けをしたり、聞き取りをした中で、一
つみえてきたのは、共働きの家庭が非常に多くなってます。行きたくても行けません、と。であれば、
保育園なり幼稚園なりの参観日に、まあ、事前に園側と打ち合わせもしなければいけないと思いま
すけど、アウトリーチと言いますか、デリバリーと言いますか、出前と言いますか、やはりそこに移動
図書館車を横づけにして、中で本の大切さであったり、本はいろんないい側面を持っていますとい
うことを、まず図書司書さんがお話されて、カードを作って、移動図書館車の中に入っていない親子
の方が多いと思いますので、そこで借りて帰る。なんかそういう方法も一つの手段かなと。大きい車は
横づけがえらいので、8人乗りのワゴン車みたいな車に乗っていただけるといいなと見果てぬ夢をずっと
今回も追っかけましたけど。清水図書館長にお願いしたのは、A4の半分でA5サイズ程度の、この
本と向き合う重要性だとか大切さを、また読書ビジョンも入れ込んでもらおう。私たちが持って歩ける、
広報活動できるようなものを作っただけませんかと申し入れをしております。

今日で任期が切れたわけではないです。次の4次が始まるまでは、私たちは常に心掛けて、そういう働きかけだったり、声掛けだったり、いろいろな関わりを持っていきたいなど、委員の皆さんにはこれをお願いをして、本当に忙しい時間の中、ご検討いただきましてありがとうございます。今日も少し文言の修正、訂正がありましたので、それは事務局の方で修正していただいて、私もできれば目を通させていただいて、委員の皆さまのお手元にお届けするようにしたいと思いますので、ご了承をいただきますようお願いをいたします。本当にありがとうございました。

木嶋主幹

ありがとうございました。それでは、今日の検討会が最後でございまして、皆さん本当にありがとうございました。

－以上－